

対馬市からのお知らせや、募集などの情報をお届けします。(詳しくは掲載されているお問い合わせ先へご連絡ください)

お詫びと訂正

広報つしま2月号インフォメーションコーナー「平成25年度長崎県教員採用選考試験受験対策講習会」に、掲載漏れがありました。お詫び申し上げます、左記のとおり掲載いたします。

講習会

平成25年度

長崎県教員採用選考試験

受験対策講習会

前期	日時	4月14日(土)9時10分～16時50分
		4月15日(日)9時10分～16時20分
	内容	講義 懇談
後期	日時	6月9日(土)9時10分～15時30分
	内容	演習
会場	対馬市交流センター3階	

受講資格

平成25年度長崎県公立学校教員採用選考試験受験希望者

受講料 無料(講義テキスト・演習問題等)

締め切り 4月7日(土)

申込方法

官製ハガキに氏名・年齢・受験校種・勤務先・連絡先(住所・電話番号)・受講内容(原則、前後期とも受講ですが、やむを得ない場合、前後期とも・前期のみ・後期のみ)のいずれかを明記の上お申し込みください。

【問い合わせ】(申込先)

〒817 0322

対馬市美津島町雑知甲1030 7

対馬市退職校長会事務局

(担当 俵 一三昭)

・助0920(54)2224



イベント

若葉とそよ風と

家族だんらん

期間 4月21日(土)～22日(日)

場所 対馬青年の家

対象 子どもを育む家族単位

定員 30名程度(家族単位)

内容

レクリエーション・巨大な肉を使ったビーフシチュー作り・ラリービンゴ・牛乳パックホットドッグ作り
参加費

大人・子ども 2,000円

(食事代・クリーニング代・保険代等)

3才以下(食事なし) 300円

(保険代等)

申込期限 4月18日(水)必着

【問い合わせ】(申込先)

対馬青年の家

〒817 1513

対馬市峰町三根1186番地

0920(83)0559

Eメール tsushimat186@sea.tctv.ne.jp

試験

平成24年度国家公務員

採用試験(院卒者・大卒程度)

申込方法

インターネットでの申込をお願いします。インターネット環境の整っていない方は、左記までお問い合わせください。

【問い合わせ】

人事院九州事務局第二課試験係

092(431)7733

HP「国家公務員試験採用情報ナビ」

<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>



募集

対馬市嘱託職員

(入会林野整備業務)

勤務箇所 対馬市役所農林振興課
募集人員 1名

応募資格

パソコン操作が可能でかつ自動車運転免許を有する方

嘱託期間

平成24年4月1日～平成25年3月31日

報酬月額

対馬市嘱託職員管理要綱による

選考方法 書類審査及び面接

面接日時 別途、応募者に通知

申込方法

ハローワークの紹介状及び市販の履歴書(自筆、写真貼付)1通を農林振興課あてに持参または郵送

申込期限

3月23日(金)

17時まで(必着)

【問い合わせ】(申込先)

農林水産部 農林振興課

〒817 8510

対馬市厳原町区分1441

0920(53)6111



対馬市酒井豊育英資金

貸付基金奨学生募集

対象者

対馬市に住所を有する者(進学及び在学のため住所を移転している者を含む)

学校教育法第1条に規定する大学に在学している者

法第82条の2に規定する専修学校

(専門課程に限る)に在学している者

他からの奨学金を受けていない者

貸付要件

品行方正、志操堅固、学術優秀で、かつ、健康であること。経済的理由により就学が困難であると認められること。

募集期間

4月10日(火)～5月10日(木)

貸付金額 月額5万円以内

貸付条件

奨学金は無利子

貸付期間は、在学する学校の正規の修業年限

申込に必要な書類等

願書、推薦調書、在学証明書、成績証明書、住民票謄本(本人・保護者)

健康診断書、保護者の所得証明書及び納税証明書

【問い合わせ】(申込先)

教育委員会 南地区教育事務所

0920(52)8855

門司税関厳原税関支署からのお知らせ

販売または営業上使用する食品等の輸入について

販売または営業上使用する食品等(食品、添加物、器具、容器包装、乳幼児対象のおもちゃ)を海外から輸入する場合は、食品衛生法第27条に基づき、そのつど厚生労働省検疫所に「食品等輸入届出書」を提出する必要があります。

食品等を販売または営業上使用するため初めて輸入される方や、食品の輸入に関してご不明な点がある方は、あらかじめ下記までご相談ください。

厚生労働省 福岡検疫所 食品監視課

092(271)5873 助092(271)5876



販売または営業上使用するこれらの貨物について、当該届出がなされていない場合、関税法第70条第3項の規定により輸入が許可されません。野菜及び果実等の植物は、植物防疫法に基づく植物検疫を別途受検していただく必要があります。生肉、卵及び肉製品(乾燥肉・ハム・ソーセージ等)は、家畜伝染病予防法に基づき、現在、口蹄疫及び鳥インフルエンザ等の家畜の悪性伝染病発生国(韓国を含む)からの輸入は禁止されています。

輸入通関手続き全般に関する問い合わせ

門司税関厳原税関支署 0920(52)1112

